

# 平成26年度 指定管理者監査の実施計画

平成26年10月23日決定

地方自治法第199条第7項の規定により、平成26年度の監査計画に基づく指定管理者監査を次のとおり実施する。

## 1 監査の基本方針

平成25年度（平成25年4月1日から平成26年3月31日まで）における公の施設の管理に係る事務が指定管理者制度を導入した目的に沿い、適正かつ効率的に執行されているかについて監査する。

## 2 監査の対象

公の施設	指定管理者	所管部課
東久留米市市民プラザ	特定非営利活動法人 ワーカーズユープ	市民部
東久留米市地域センター（西部・南部・東部）	特定非営利活動法人 ワーカーズユープ	生活文化課
東久留米市地区センター（滝山・ひばりが丘・大門町）	特定非営利活動法人 ワーカーズユープ	福祉保健部
東久留米市地区センター（中央町・野火止・八幡町・南町・浅間町）	社会福祉法人 東久留米市社会福祉協議会	福祉総務課
東久留米市立児童館（滝山・けやき・子どもセンターひばり）	特定非営利活動法人 ワーカーズユープ	子ども家庭部 子育て支援課

## 3 監査の実施期間

平成26年10月23日から平成27年2月23日まで

## 4 本監査の実施日

平成27年1月26日（月）

## 5 監査報告書の提出

平成27年2月25日（水）

## 6 監査の方法

監査にあたっては、監査の対象に示した公の施設の指定管理者及び当該施設を所管する部課に係る出納その他の事務の執行が適正に行われているかどうかについて、書面監査及び関係者からの説明聴取により実施する。

## 7 監査の着眼点

### (1) 所管部課関係

- ① 指定管理者を導入した目的、趣旨はいかされているか。
- ② 指定管理者の指定は適正・公平に行われているか。
- ③ 協定書の締結は適正に行われているか。
- ④ 指定管理者に対する指導監督は適切に行われているか。
- ⑤ 指定管理者が利用料金を定める場合、利用料金は合理的なものになっているか。その承認手続きは適正に行われているか。
- ⑥ 業務履行確認は事業報告書により適切に行われているか。

### (2) 指定管理者関係

- ① 事業の執行は協定書及び仕様書のとおり実施されているか。
- ② 会計処理は適正に行われているか。
- ③ 出納関係帳簿の整備、記帳は適正に行われているか。
- ④ 収納事務は適正に行われているか。
- ⑤ 利用料金の設定等は適正に行われているか。
- ⑥ 施設の利用促進のための努力はなされているか。
- ⑦ 施設の管理運営は適切に行われているか。